

## 由仁町地域防災備蓄整備方針

### 第1 基本的な考え方

#### 1 はじめに

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）では、「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その掌握事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。」（第49条）とされ、防災に必要な物資及び資材の備蓄等は災害予防責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者）の義務とされている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し、各地で甚大な被害をもたらしたところであり、防災基本計画（平成24年9月6日修正）では、

- 「発生時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食糧・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等」（第1編第2章）を災害予防の段階における基本方針として、
- 「地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。」
- 「地方公共団体は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。」（第15編第1章第6節7）とされている。

さらに、由仁町地域防災計画（平成25年5月修正）では、

- 「災害時において、町民の生活を確保するため、食糧その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める」（第4章第8節）ものとしている。

これらを踏まえ、災害時の住民等への食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の供給等にあたっては、北海道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」が定められているところであるが、大規模な災害時において住民の生活を確保するため、自助の意識の啓発に一層努めるとともに、備蓄・調達体制の整備に努める。

## 2 基本的な考え方

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、住民の生活を確保するための食糧その他の物資の確保や応急対策活動を円滑に実施するための資機材の整備・充実に努めることは、防災対策の基本として重要である。

「事前災害の種類により状況は異なるが、特に地震災害の被災地では、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から被災地域内の物流・流通機能等が停止し、災害から3日間程度（広域的な地震災害においては、3日間以上）は被災地外から孤立した状態が続くことが懸念されることから、災害発生から被災地外からの支援活動が本格化するまでの間は、被災地の地域内の備蓄物資及び地域内からの調達物資で避難生活を賄い、自立することが必要」（「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」（平成18年3月総務省消防庁）とされ、災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。

大規模災害が広域で発生した場合に備え、自助の意識に基づく住民自らの備蓄、由仁町による備蓄、広域的支援の観点から道による備蓄について、連携して整備していくことが重要であることから、東日本大震災や北海道特有の積雪寒冷期における課題などを踏まえ、町内における地域全体の備蓄・調達に関する方針、住民及び由仁町それぞれの役割分担を定め、物資等の備蓄・調達体制の整備を進めていくこととする。

物資等の備蓄・調達体制の整備にあたっては、住民のニーズには多種多様なものがあり、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々）に配慮した物資の調達についても考慮するものとする。

また、北海道特有の積雪・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具等の整備について考慮するものとする。

表1 「防災基本計画」における災害時の物資調達の考え方

自助・共助	公 助		
住民・事業所等	地方公共団体	国	
災害時の備えは自ら確保することが大前提	【市町村】 備蓄・調達体制の整備 住民へ緊急物資を供給	【都道府県】 管内全体の備蓄・調達体制の方針決定、体制構築	関係業界等の協力による物資調達（物資関係省庁） 他の地方公共団体からの支援につき、ニーズ等の把握及び連絡調整（消防庁）
小	被害のレベル		大

※緊急物資等の調達体制・方法に関する調査検討報告書【概要】（平成19年3月消防庁）

## 第2 住民及び由仁町の役割分担

### 【考え方】

- ・自助・共助・公助の理念に基づく役割分担の明確化
- ・住民・由仁町が連携した地域における備蓄・調達についてのあり方の検討
- ・住民・事業所等への普及・啓発活動の促進

### 1 住民等の備蓄

町は、広報誌、防災週間、防災訓練等あらゆる機会を通じ、家庭や事業所等における備蓄や災害時の非常持出品について、次のような啓発を行い、周知徹底を図る。

#### (1) 個人・家庭

ア 3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の非常持出品を事前に準備しておく。

イ 乳幼児やお年寄りがいる家庭などにおいては、粉ミルクやほ乳瓶、紙おむつ、また、生理用品など個人で特に必要となるものについては、調達が困難となることが想定されるため、責任をもって確保しておく。

ウ 可能な限り、日常から使用している毛布等避難生活に必要なものを持ち出して使用する。

#### (2) 事業所等

ア 従業員等の3日分の食糧、飲料水及び生活必需品等の物資のほか、防災用資機材についても備蓄しておく。

イ 震災直後の消火、救出・救護活動等については、事業所内のみならず、近隣住民と協力した地域の応急活動が重要であることから、できるだけ近隣住民も対象とした備蓄に努める。

### 2 由仁町の備蓄・調達【住民補完】

#### (1) 基本的事項

町は災害時の住民等への食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

#### (2) 現物備蓄の強化

ア 被害想定に基づく被災者数や避難所数、各物資の持つ特性や能力等を基に、必要量をあらかじめ算定し、物資の備蓄に努める。

イ 備蓄品については、発災直後の生命維持や生活に最低限必要なものを中心とする。

ウ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮した備蓄に努める。

エ 物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄に配慮する。

特に、避難所で必要となる物資については、緊急時の輸送等を考慮すると、なるべく避難所施設に備蓄するように努める。

オ 備蓄している物資の品目、量、保管場所について把握することはもちろんのこと

あるが、避難所管理担当部署との備蓄情報の共有化を図る。

(3) 流通在庫物資の活用

保存期間や管理の面で備蓄に適さない物資及び大量に必要となる物資で備蓄が困難なものについては、流通在庫物資を活用する。

なお、災害時に流通在庫物資を円滑に供給できるよう各地域の流通・販売業者等と在庫の把握、連絡、運搬体制等事前に協議し、実効性のある協定等を締結しておく。

(4) 自治体間の応援協定による調達及び訓練

道及び道内の全市町村間で既に応援相互協定が締結され、応援による調達体制が整備されているが、これらの応援協定のほか今後さらに必要があれば、近隣市町間で協定を締結する。

(5) 物資搬送拠点施設の確保

救援物資を避難所等の被災者へ効率的かつ迅速に配布するため、救援物資を一時的に保管し、仕分けする配送拠点施設が必要となることから、避難場所の位置等を考慮した公共施設等を候補施設として選定し、災害時に円滑な確保が図られるよう、あらかじめ施設の管理者と協議しておく。

(6) 組織単位の備蓄の促進

発災初期の消火、救出・援護活動、避難誘導等地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による救助、救護用資機材等の整備を促進する。

(7) 国及び道等の助成事業の活用

備蓄倉庫建設及び防災資機材の購入にあたっては、国及び道等の助成事業を積極的に活用し、備蓄の推進に努める。

表2 災害時の物資確保の役割分担

自助・共助		公 助	
住民・事業所等		市町村 【住民補完】	北海道 【市町村補完】
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人・家庭</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3日分の食糧その他物資の備蓄</li> <li>・ 非常持出品の準備</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所等</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3日分の食糧その他物資の備蓄</li> <li>・ 防災資機材の備蓄</li> </ul>	普及啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物備蓄の強化</li> <li>・ 流通在庫物資の活用</li> <li>・ 自治体間の応援協定</li> <li>・ 物資搬送拠点施設の確保</li> <li>・ 組織単位の備蓄の促進</li> <li>・ 国・道等助成事業の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通在庫物資の活用</li> <li>・ 自治体間の応援協定</li> <li>・ 応援物資受入施設の確保</li> <li>・ 資機材の習熟</li> </ul>

### 第3 備蓄・調達目標

#### 【考え方】

- ・備蓄しておくべき物資の品目、数量等の検討
- ・備蓄・調達体制の見直し
- ・関係機関等との連携方策の検討
- ・物資調達先の充実

#### 1 由仁町の備蓄・調達目標【住民補完】

##### (1) 備蓄品目

避難所等で必要とされる物資で備蓄が必要と考えられるもの。

#### 【考え方】

- ・「備蓄により確保すべきもの」、「可能であれば備蓄すべきもの」などに区分して検討
- ・被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、「発生日」、「発生後2～3日間」、「発災後4日目以降」などに区分して検討
- ・災害時要配慮者に配慮した備蓄の検討
- ・暖房器具等の備蓄の必要品目の検討

##### (2) 備蓄目標

#### 【考え方】

- ・被害想定等に基づく必要数量の把握
- ・公的備蓄量及び流通在庫調達量（供給数量）の把握
- ・公的備蓄としての備蓄・調達目標の設定

ア 必要数量

(算定基礎)	
・ 想定避難者数	300人
・ 避難場所	文化交流館、健康元気づくり館、由仁保育園、 農村勤労福祉センター、由仁小学校、由仁中学校
・ 備蓄物資の必要単位	3日分

品目	単位	必要数量
乾パン	食	900
乾燥米（アルファ米等）	食	900
缶詰（主食） パン	缶	900
飲料水	ℓ	3,000
懐中電灯	個	12
ラジオ	個	12
毛布	枚	300
救急セット	個	6
トイレ（簡易トイレ）	台	200
アルミマット	枚	300
保温ブランケット	枚	300
小児用おむつ	枚	200
大人用おむつ	枚	100
石油ストーブ	台	12
小型無線機	台	6
カセットコンロ	台	12

イ 備蓄実態 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

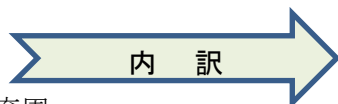
品目	単位	必要数量 A	由 仁 町 備 蓄 量		過不足量 A-(B+C)
			現物備蓄 B	流通備蓄 C	
乾パン	食	900	512		388
乾燥米 (アルファ米等)	食	900	200		700
缶詰 (主食) パン	缶	900	216		684
飲料水	ℓ	3,000	3,000		0
懐中電灯	個	12	10		2
ラジオ	個	12	10		2
毛布	枚	300	200		100
救急セット	個	6	0		6
トイレ (簡易トイレ)	台	200	60		140
アルミマット	枚	300	200		100
保温ブランケット	枚	300	200		100
小児用おむつ	枚	200	0		200
大人用おむつ	枚	100	0		100
石油ストーブ	台	12	0		12
小型無線機	台	6	0		6
カセットコンロ	台	12	0		12

## 由仁町地域防災備蓄整備計画

由仁町災害対策本部では、災害の恐れが最も高い夕張川沿岸の洪水を想定し、ハザードマップにより推定した避難地域住民の非常食や衣類など300人相当分を平成27年までに整備します。

### 《算定基礎》

- ・ 被害地域                    由仁1区、古川、山形の一部                    130世帯
- ・ 想定避難者数            約300人
- ・ 避難所の名称            ①文化交流館、②健康元気づくり館、③由仁保育園  
④農村勤労福祉センター、⑤由仁小学校、⑥由仁中学校



	浸水予想 世帯数	平均世帯 人員数	備蓄必要 人数
1区	41	1.95	80
古川	88	2.48	218
山形	1	2.42	2
計	130		300

品 目	単位	必要数量	積算内訳	備蓄数量	過不足数量	③のうち H25年度整備 ④	H26	H27
		①		(H25.3.31) ②	③(①-②)			
乾パン	食	900	300人×3日	512	388	180	180	28
米、アルファ化米	食	900	300人×3日	200	700	250	230	220
缶詰主食(パン)	食	900	300人×3日	216	684	240	216	228
飲料水用パック6ℓ	個	500	1人1日3ℓ×3日×300人=2,700ℓ	500	0			0
懐中電灯	個	12	避難所 6か所×2	10	2			2
ラジオ	個	12	避難所 6か所×2	10	2			2
毛布	枚	300	300人	200	100	100		0
救急セット	個	6	避難所 6か所	0	6		6	0
簡易トイレ	台	200	4,500回分 300人×5回×3日	60	140	30	60	50
アルミマット	枚	300	300人	200	100	100		0
保温ブランケット	枚	300	300人	200	100	100		0
おむつ(小人)	枚	200	8.1人×8回×3日≒200	0	200		100	100
おむつ(大人)	枚	100	6.3人×5回×3日≒100	0	100		100	0
石油ストーブ	台	12	避難所 6か所×2	0	12	5		7
小型無線機	台	6	避難所 6か所×1	0	6	3		3
カセットコンロ	台	12	避難所 6か所×2	0	12			12